

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 2 月 12 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500577号
厚生局事案番号 : 関東信越(脱)第1500007号

第1 結論

昭和29年5月6日から昭和38年7月15日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年5月6日から昭和38年7月15日まで

支給済期間 : ① 昭和29年5月6日から昭和31年6月4日まで
② 昭和31年5月1日から昭和31年6月1日まで
③ 昭和31年12月11日から昭和38年7月15日まで

65歳になり、年金受給のために厚生年金保険の記録を確認したところ、一部の期間については脱退手当金が支給されたこととなっていたが、脱退手当金の請求手続をした記憶や受け取った記憶はないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の支給済期間①及び③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)に記載されている請求者の前後50人のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年7月15日の前後3年以内に資格を喪失し、同事業所において脱退手当金の受給資格を有する女性11人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、請求者を含む8人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち7人が資格喪失日から概ね3か月以内に支給決定されている上、当該支給記録がある者のうちの一人は、退職時に同事業所から脱退手当金について説明を受け、脱退手当金を受給した旨陳述していることから、同事業所においては、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、支給済期間①、②及び③に係る脱退手当金は、請求者が支給済期間③に係る事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約2か月後の昭和38年9月16日に支給決定されているとともに、請求者の支給済期間③に係る被保険者名簿及び健康保険厚生年金保

険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、請求者の支給済期間①及び③に係る厚生年金保険被保険者台帳並びに支給済期間②に係る厚生年金保険被保険者台帳には、いずれも脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、請求者の支給済期間②に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、請求者が当該期間に係る事業所を退職した約7年4か月後の昭和38年9月21日に当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号（以下「記号番号」という。）を支給済期間①及び③に係る記号番号に統合する処理（重複取消）が行われており、請求者の請求期間に係る脱退手当金が同年9月16日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて当該重複取消が行われたと考えるのが自然である。

加えて、請求者から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。